

## 5. 入居申込の注意

- (1) 1回の募集につき、1世帯で1戸の申込みに限ります。また、申込期間後に申込内容の変更はできません。
- (2) 入居申込書は、申込者本人（申込世帯主）又は申込者と同居する予定の方（申込世帯員）が、所定の場所に提出してください。
- (3) 申込書類に不備がある場合には、受付できません。また、一旦提出された申込書類等は、理由を問わず返却いたしません。
- (4) 入居申込内容について、不実記載などの不正が判明した場合、入居決定を取り消します。
- (5) 入居可能日以降、速やかに入居しない方は、入居決定を取り消します。

## 6. 入居申込に必要な書類

### (1) 市営住宅入居申込書（様式1）

- ・入居申込世帯の構成（それぞれの世帯員の氏名・生年月日・勤務先または通学先）、入居を申込む理由（住宅に困窮している理由）、入居を申込む住宅・タイプを明記してください。
- ・申込書冒頭にある誓約事項の内容をご理解のうえ、申し込んでください。

### (2) 入居しようとするすべての方の住民票（※本籍・続柄の記載された住民票）

- ・取得の際は、必ず「本籍」「続柄」の記載されたものと請求してください。
- ・婚約者の方や外国籍の方等も、同様の内容の住民票が必要です。

### (3) 入居しようとするすべての方の所得を証明する書類

- ・「所得を証明する書類」とは、所得金額・所得の種類・扶養親族の数・各種控除額が明示された証明書です。勤務先の事業所から交付される「給与明細書」は、証明書として用いることができませんので、十分にご注意ください。
- ・16歳未満または就学者の方、生活保護を受給している世帯は、必要ありません。
- ・申込時期による提出書類は、次のとおりです。また、証明書を発行する市町村により名称が異なる場合がありますので、ご注意ください。

令和4年度の「所得を証明する書類」	
申込受付時期	提出する書類
・ 令和4年 4月～6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3(2021)年度の課税(所得)証明書など (注意1) 令和3年1月1日現在住所があった市町村で発行されます。</li> <li>(注意2) 入居予定家族で16歳以上(就学者は除く)の方は全員必要です。</li> <li>・ 令和3(2021)年分の源泉徴収票または令和3(2021)年分の確定申告書の写し(給与所得者または公的年金受給者など)</li> </ul>
・ 令和4年7月～ 令和5年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4(2022)年度の課税(所得)証明書など (注意1) 令和4年1月1日現在住所があった市町村で発行されます。</li> <li>(注意2) 入居予定家族で16歳以上(就学者は除く)の方は全員必要です。</li> </ul>
・ 令和5年 2月～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4(2022)年度の課税(所得)証明書など (注意1) 令和4年1月1日現在住所があった市町村で発行されます。</li> <li>(注意2) 入居予定家族で16歳以上(就学者は除く)の方は全員必要です。</li> <li>・ 令和4(2022)年分の源泉徴収票または令和4(2022)年分の確定申告書の写し(給与所得者または公的年金受給者など)</li> <li>(注意1) 給与所得の源泉徴収票が出ない場合は、1年間の給与証明書を提出してください。</li> <li>(注意2) 公的年金などの源泉徴収票が出ない場合には、直近の年金振り込み通知書を提出してください。</li> </ul>

・ 次のいずれかに該当する方は、それぞれの提出書類が必要です。

内容	提出する書類	
	給与所得者(会社等にお勤めの方)	事業所得者(自営業の方)
令和3年1月1日以降に 転職(自営業の場合は新たに 開業)された方	様式2 給与証明書 (転職先の雇主が証明します)	様式6 収支明細書 (その他の所得者用) (事業主が記入します)
令和3年1月1日以降に 退職し、現在無職の方	退職日が判る次のいずれかの書類 ① 離職票 ② 雇用保険受給資格者証 ③ 様式3 勤続退職証明書 (退職元の雇主が証明します)	廃業届 (税務署に提出する際に、 写しを取得しておいてくだ さい)
令和3年1月1日以降に 年金受給を開始された方	年金の源泉徴収票(ハガキ形式) ※紛失された方は、所轄の年金事務所(旧・社会保険事務所)に再発行 を依頼してください。	
宇都宮市外から市内の勤務 先に通勤している方	様式3 勤続退職証明書 (現在の雇主が証明します)	事業所の所在地が確認 できる書類
給与所得者だが、雇主から 源泉徴収票が出ない場合	様式2 給与証明書 (1年間の給与を雇主が証明します)	

(4) 入居しようとするすべての方の納税の完納を証明する書類（16歳未満または就学者の方を除く）

- 住民税等，国民健康保険税に滞納が無いことの証明です。（納期限が来ていないものは除きます。）
- 完納証明は，次の場合は発行されません。
  - ア 申込現在において，住民税等，国民健康保険税に滞納がある場合
  - イ 住民税等，国民健康保険税の滞納分を分割納付している場合
- 生活保護を受給している世帯は，必要ありません。

(5) 入居しようとするすべての方の健康保険証

- 健康保険証は，必ず原本をご持参ください。
- 転職，退職など健康保険を切替中で健康保険証がない場合は，申込時にお申出ください。
- 生活保護を受給している世帯は，必要ありません。

(6) その他の書類

次に該当する方は，それぞれの提出書類が必要です。

内容	提出する書類
結婚する予定がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 様式4 婚約証明書               <ul style="list-style-type: none"> <li>：入居予定日までに入籍ができる方に限ります。</li> <li>：入籍後に，戸籍謄本等を提出してください。</li> </ul> </li> </ul>
母子・父子世帯である	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 戸籍の全部事項証明（謄本）</li> <li>• 受理証明書               <ul style="list-style-type: none"> <li>：離婚による理由で，かつ届出から期間が無いために戸籍謄本に記載されていない場合に限ります。</li> </ul> </li> </ul>
現在別居の親族がいて，入居にあわせて呼び寄せる予定がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 戸籍の全部事項証明（謄本）               <ul style="list-style-type: none"> <li>：別居の親族との関係が判る内容であること。</li> </ul> </li> </ul>
単身で申込む	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 戸籍の全部事項証明（謄本）               <ul style="list-style-type: none"> <li>：その事実が判る内容であること。</li> </ul> </li> <li>• 別紙書式 単身入居の資格認定のための申立書               <ul style="list-style-type: none"> <li>：申立内容により，福祉関係機関への意見聴取・情報提供により審査する場合があります。</li> </ul> </li> </ul>
世帯員に障がい者がいる	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 該当する方にかかる，次のいずれかの障がい者手帳               <ul style="list-style-type: none"> <li>：身体障がい者手帳</li> <li>：精神障がい者保健福祉手帳</li> <li>：療育手帳</li> </ul> </li> </ul>
世帯員に市長の認定を受けた難病患者がいる	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 難病患者として市長の認定を受けたことがわかるものをご持参ください。</li> </ul>

DV（配偶者暴力）被害者等で、婦人相談所または裁判所の保護を受けたことがある	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>： 婦人相談所の一時保護証明書（※婦人相談所に来所相談したことを証明する「相談証明書」とは異なります。）</li> <li>： 裁判所の保護命令決定書の写し</li> </ul> </li> </ul>
世帯員にハンセン病療養所入所者等がいる	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国立ハンセン病療養所等の長の証明書 （廃止された私立のハンセン病療養所に入所していた者にあつては、厚生労働省健康局疾病対策課長）</li> </ul>
生活保護を受給中である	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生活保護受給証明書</li> </ul>

## 7. 抽選・優先措置

入居申込者が募集戸数を上回った場合、入居申込者に抽選番号を付し、公開抽選により入居者を決定します。抽選結果は、全員に通知します。

募集戸数の3割で端数を四捨五入した数の戸数を、下記の優先措置対象世帯で先に抽選します。その後、残りの戸数を、優先措置対象世帯の当選者以外で抽選します。

なお、同じ住宅で同じ間取り（タイプ）の部屋が複数戸募集されている場合の入居部屋・階層は、後日開催される「入居者説明会」において、当選者同士の抽選により決定します。

優先措置対象世帯	内 容
母子・父子世帯	配偶者の無い方で満20歳未満の子どもを扶養している世帯
高 齢 者 世 帯	(1) 満60歳以上の高齢者の単身世帯 (2) 満60歳以上の高齢者とその配偶者のみからなる世帯 (3) 満60歳以上の高齢者と満18歳未満の者のみからなる世帯 (4) 満60歳以上の高齢者と満59歳以上の者のみからなる世帯
心身障がい者世帯	次のいずれかに該当する方がいる世帯 (1) 身体障がい1～4級の方 (2) 精神障がい1～2級の方 (3) 知的障がいA1～B1の方
難病患者が同居する世帯	宇都宮市難病患者福祉手当支給条例により市長の認定を受けた難病患者が同居している世帯
DV（配偶者暴力）被害者等	次のいずれかに該当する方がいる世帯 (1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方 (2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方 など